地方公務員等共済組合法の短期給付等にかかる公立学校共済組合兵庫支部における標準処理期間

請求等の内容	標準処理期間
入院時食事療養費の支給	60 日
入院時生活療養費の支給	60 日
療養費の支給（海外療養費を除く）	60 日
療養費の支給（海外療養費）※	90 日
訪問看護療養費の支給	60 日
移送費の支給	60 日
家族療養費の支給（海外療養費を除く）	60 日
家族療養費の支給（海外療養費）※	90 日
家族訪問看護費の支給	60 日
家族移送費の支給	60 日
高額療養費の支給	60 日
出産費及び家族出産費の支給	60 日
埋葬料及び家族埋葬料の支給	60 日
退職後３ヶ月以内の死亡に係る埋葬料の支給	60 日
傷病手当金の支給	60 日
出産手当金の支給	60 日
休業手当金の支給	60 日
育児休業手当金の支給	60 日
介護休業手当金の支給	60 日
弔慰金及び家族弔慰金の支給	60 日
災害見舞金の支給	60 日
支払未済の給付請求	60 日
前納された任意継続掛金の還付	60 日
組合員（船員組合員を含む。）資格取得による組合員証（船員組合員証を含む。）の交付	20 日
被扶養者（船員被扶養者を含む。）申告による被扶養者証（船員被扶養者証を含む。）の交付	15 日
組合員証及び被扶養者証（以下「組合員証等」という。）の記載事項の訂正	15 日
組合員証等の亡失等による再交付	15 日
高齢受給者証の交付	20 日
高齢受給者証の記載事項の訂正	15 日
高齢受給者証の亡失等による再交付	15 日
特定疾病療養受療証の交付	15 日
特定疾病療養受療証の記載事項の訂正	15 日
特定疾病療養受療証の亡失等による再交付	15 日
任意継続組合員証の交付	30 日
任意継続組合員証の記載事項の訂正	15 日
任意継続組合員証の亡失等による再交付	15 日
資格取得・喪失証明書の交付	15 日
限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	15 日
レセプトの開示請求	30 日

※海外療養費算定業務を委託するため、上記に掲げる処理期間に依りがたい場合もある。

（注）

1　標準処理期間とは、申請書等が所属所に受理されてから、交付または支給までの処理に要する期間である。

2　標準処理期間には、書類不備等により是正を求める補正期間は含まないものとする。